

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

1 2 月定例会議議案

(条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 3 号	安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	1～6
議第 4 号	安来市庁舎等整備基金条例等を廃止する条例制定について	7
議第 5 号	安来市過疎対策事業債等償還基金条例の一部を改正する条例制定について	8
議第 6 号	安来市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	9・10
議第 7 号	安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議第 8 号	財産の取得について	12
議第 9 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	13・14

議第3号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
説明資料

総務部DX推進課
(改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関 市長	事務	機関	事務
	1 安来市福祉医療費助成条例(平成17年安来市条例第28号)に基づき医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「福祉医療費助成事務」という。)	市長	安来市福祉医療費助成条例(平成17年安来市条例第28号)に基づき医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「福祉医療費助成事務」という。)
	2 安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づき医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)		安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づき医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)
	3 安来市精神障害者通院医療費助成要綱(平成16年安来市告示第47号)に基づき医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「精神障害者通院医療費助成事務」という。)		安来市精神障害者通院医療費助成要綱(平成16年安来市告示第47号)に基づき医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「精神障害者通院医療費助成事務」という。)
	4 安来市日常生活用具の一部助成に関する要綱(平成16年安来市告示第51号)に基づき身体障害者日常生活用具費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「身体障害者日常生活用具費助成事務」という。)		安来市日常生活用具の一部助成に関する要綱(平成16年安来市告示第51号)に基づき身体障害者日常生活用具費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「身体障害者日常生活用具費助成事務」という。)
	5 安来市人工透析患者通院費の一部助成に関する要綱(平成21年安来市告示第53号)に基づき通院費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「人工透析患者通院費助成事務」という。)		安来市人工透析患者通院費の一部助成に関する要綱(平成21年安来市告示第53号)に基づき通院費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「人工透析患者通院費助成事務」という。)
	6 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)		生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)
	7 安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成19年安来市告示第111号)に基づき障害者及び障害児が日常生活に必要		安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成19年安来市告示第111号)に基づき障害者及び障害児が日常生活に必要とす

とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)		
8	安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和 4 年安来市告示第 73 号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)	
9	安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成 17 年安来市告示第 122 号の 2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)	
10	安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成 20 年安来市告示第 32 号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事業事務」という。)	
11	安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成 27 年安来市告示第 20 号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)	
12	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)及び健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に準じて実施するミニドックの自己負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの(以下「ミニドックの自己負担金の免除に関する事務」という。)	

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	1 福祉医療費助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
		(1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 健康保険資格関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等給付関係

る便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)		
	安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和 4 年安来市告示第 73 号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)	
	安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成 17 年安来市告示第 122 号の 2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)	
	安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成 20 年安来市告示第 32 号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事業事務」という。)	
	安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成 27 年安来市告示第 20 号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)	

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	福祉医療費助成事務	地方税関係情報、健康保険資格関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等給付関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者関係情報、精神障害者関係情報又は島根県が交付する療育手帳に関する情報であって規則で定める

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

4 身体障害者日常生活用具費助成事務	律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)による自立支援医療の支給決定状況に関する情報 次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 介護保険関係情報 (4) 安来市障害者地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具の給付決定状況に関する情報
5 人工透析患者通院費助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 健康保険資格関係情報 (4) 介護保険関係情報 (5) 障害者総合支援法による自立支援医療の支給決定状況に関する情報
6 外国人保護に関する事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報
7 地域生活支援事業給付費等支給事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 介護保険関係情報
8 不妊治療費等助成事務	健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの

身体障害者日常生活用具費助成事務	地方税関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
人工透析患者通院費助成事務	地方税関係情報、健康保険資格関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
外国人保護に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
地域生活支援事業給付費等支給事務	地方税関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
不妊治療費等助成事務	健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの

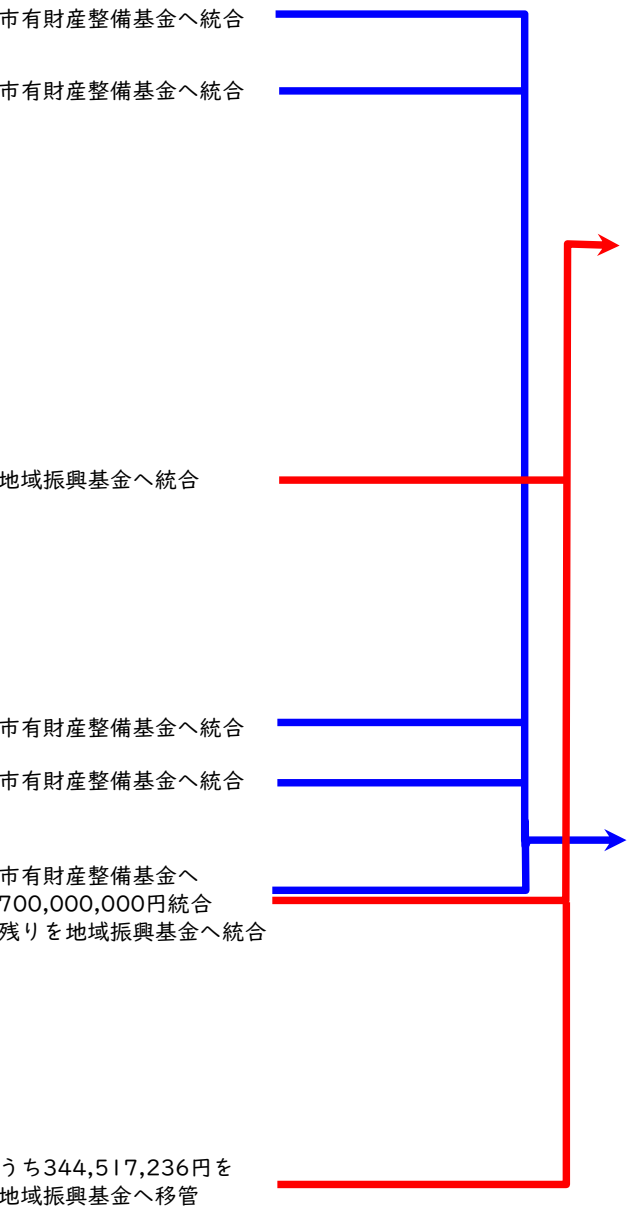
9 社会福祉法人等による利用者負担額助成事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報
10 高齢者地域支援事業事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報
11 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報
12 ミニドックの自己負担金の免除に関する事務	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 世帯関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 精神障害者関係情報 (5) 福祉医療費助成関係情報
13 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に関する事務であって規則で定め	次に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの (1) 外国人生活保護関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療関係情報 (4) 介護保険関係情報

社会福祉法人等による利用者負担額助成事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
高齢者地域支援事業事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの

一般会計保有基金の再編

基金一覧（再編前）			
		（単位：円）	
基金名	設置目的	具体的使途	令和5年度末 現在高
財政調整基金	市財政の健全な運営の財源	—	1,329,841,996
減債基金	市債の償還の財源	—	236,578,358
その他特定目的基金			3,634,785,985
庁舎等整備基金	庁舎等整備事業の資金	(1) 庁舎整備事業 (2) 学校施設整備事業 (3) 福社会館整備事業	18,134,114
義務教育施設整備基金	義務教育施設の整備、修繕及び処分の資金		19,670,798
地域振興基金	安来市の地域振興を図る事業の資金	(1) 安来節と桜の振興事業 (2) 人材育成、国際交流事業 (3) 文化振興事業 (4) まちづくり事業 (5) 環境美化事業 (6) ふるさと創生事業 (7) 中山間地域活性化推進事業 (8) 罹災救助事業	527,746,695
高齢者福祉基金	高齢者のための福祉活動の促進と快適な生活環境づくり事業の振興を図る資金	(1) 高齢者福祉の啓発及び振興事業 (2) 生きがいと健康づくりの増進事業 (3) 要援護者福祉事業	13,575,396
安来節振興基金	安来節振興事業の資金	—	17,082,652
ドジョウ掬いのまちやすぎ応援基金	個性豊かな活力あるふるさとづくりの資金	(1) ふるさとの自然環境及び景観の保全又は活用に関する事業 (2) 子どもの健全育成又はふるさと教育の推進に関する事業 (3) 地域医療又は福祉の充実に関する事業 (4) 市長が必要と認める事業	919,021,995
廃棄物処理施設整備基金	廃棄物処理施設の建設、改修及び解体の資金	—	239,240,727
社会教育施設等整備基金	社会教育施設及び社会体育施設の整備、修繕及び処分の資金	—	100,798,062
市有財産整備基金	市有財産の整備、維持管理及び処分の資金	—	539,623,824
公園緑地整備基金	公園緑地の整備及び維持管理の資金	—	1,095,785,881
原子力防災安全等対策基金	原子力防災安全、地域の振興及び住民福祉の向上に資する事業の資金	—	78,222,213
過疎対策事業債等償還基金	過疎対策事業債等の償還の財源	—	29,603,351
森林環境整備基金	林業の成長産業化実現と森林資源の適正な管理を図る事業の資金	—	36,280,277
小計			5,201,206,339
土地開発基金（現金）	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の先行取得の資金	—	444,517,236
土地開発基金（不動産）			157,158,765
合計			5,802,882,340

基金一覧（再編後）	
（単位：円）	
	令和5年度末 現在高
財政調整基金	1,329,841,996
減債基金	236,578,358
	3,979,303,221
庁舎等整備基金	廃止
義務教育施設整備基金	廃止
地域振興基金	1,285,132,464
高齢者福祉基金	13,575,396
安来節振興基金	廃止
ドジョウ掬いのまちやすぎ応援基金	919,021,995
廃棄物処理施設整備基金	廃止
社会教育施設等整備基金	廃止
市有財産整備基金	1,617,467,525
公園緑地整備基金	廃止
原子力防災安全等対策基金	78,222,213
過疎対策事業債等償還基金	29,603,351
森林環境整備基金	36,280,277
	5,545,723,575
土地開発基金（現金）	100,000,000
土地開発基金（不動産）	157,158,765
	5,802,882,340



財政調整基金
減債基金
特定目的基金（13基金）
土地開発基金

財政調整基金
減債基金
特定目的基金（7基金）
土地開発基金

(改正部分)

改 正 後	改 正 前
(運用益金の処理) 第4条 〔略〕 <u>(繰替運用)</u> 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、 <u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u>	(運用益金の処理) 第4条 〔略〕 第5条・第6条 〔略〕

(_____ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であつて、安来市内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住所をいう。)を有しているものをいう。 (1) 出生した日から<u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る者 (2) <u>満18歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日 の属する月の末日までの間にある者のうち、規則で定める疾患により病 院又は診療所に入院をした者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条 の3第3項に該当する者を除く。)として、保健所長の意見により市長の認 定を受けた者 2・3 [略] 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険 者、組合員若しくは被扶養者(これらの者であつた者を含む。)又は社会保 険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶 養義務者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義 務者をいう。ただし、<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受け ている者を除く。</u>	(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であつて、安来市内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住所をいう。)を有しているものをいう。 (1) 出生した日から<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る者 (2) <u>満15歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日 の属する月の末日までの間にある者のうち、規則で定める疾患により病 院又は診療所に入院をした者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条 の3第3項に該当する者を除く。)として、保健所長の意見により市長の認 定を受けた者 2・3 [略] 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険 者、組合員若しくは被扶養者(これらの者であつた者を含む。)又は社会保 険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶 養義務者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義 務者をいう。ただし、<u>次の各号に掲げる者</u> _____を除く。 (1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる子ども</u>の生計維持者について、<u>同号に掲げる入院</u>

	をした最終日の属する年の前年の所得(当該日が1月1日から6月30日まで の間にあつて、申請を行う生計維持者については、前々年の所得)が、そ の者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶 養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号) 第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者
--	---

議第7号

安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 説明資料

建設部建築住宅課

第1条関係 (安来市単独住宅条例の一部改正)

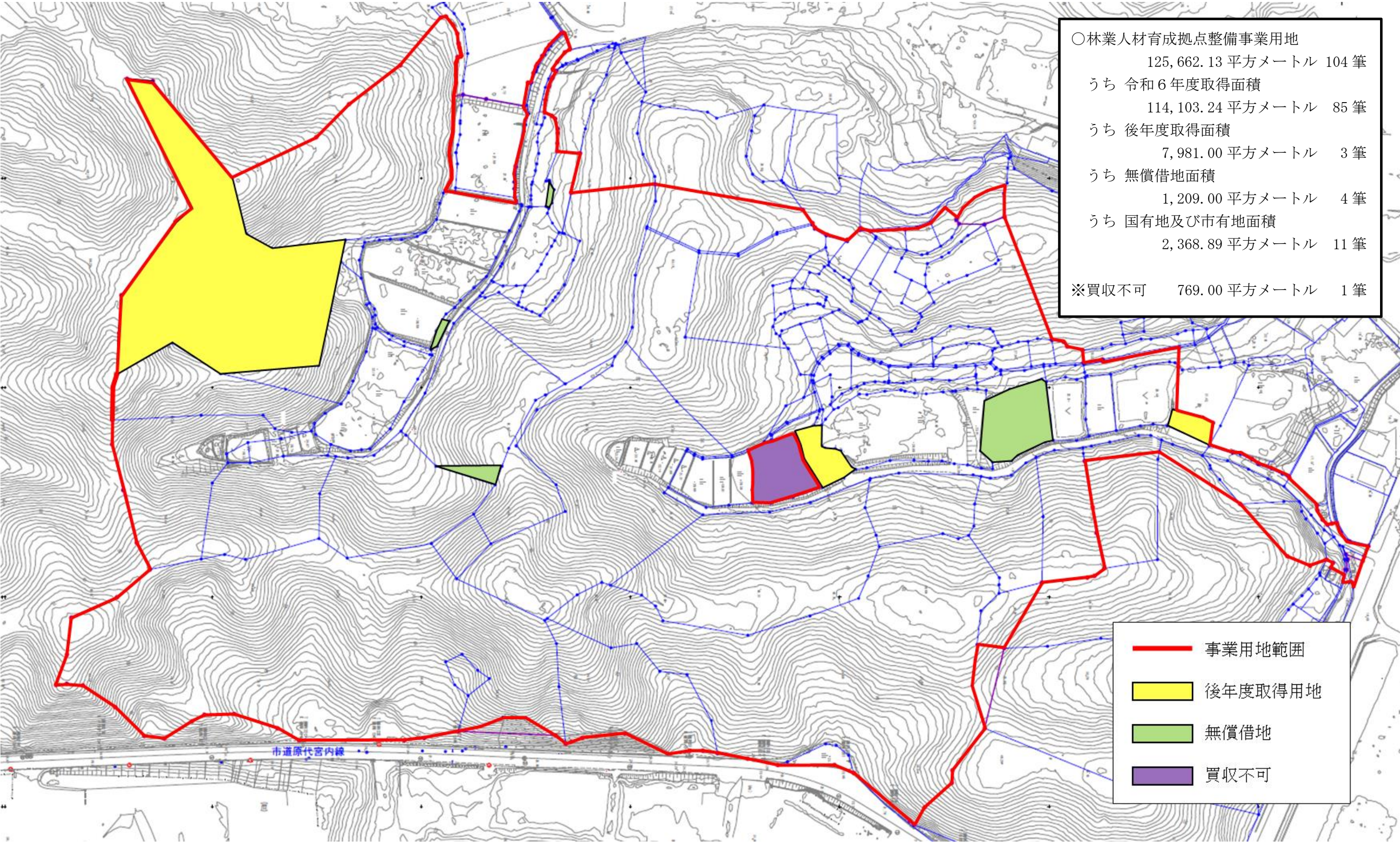
(改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
名称	所在地	建設年度	構造	戸数	名称	所在地	建設年度	構造	戸数
上山佐住宅	[略]				広瀬住宅	安来市広瀬町広瀬799番地		木造	1戸
[略]					[略]				
栄町ハイツ1号棟	安来市広瀬町町帳27番地2	平成5年	鉄骨造	4戸	栄町ハイツ	安来市広瀬町町帳27番地2	平成6年	鉄骨造	4戸
栄町ハイツ2号棟	安来市広瀬町町帳27番地2	平成7年	鉄骨造	4戸					
栄町ハイツ3号棟	安来市広瀬町町帳27番地2	平成6年	鉄骨造	4戸					
栄町ハイツ4号棟	安来市広瀬町町帳22番地1	平成6年	鉄骨造	4戸					

第2条関係 (安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
地区名	建築年度	種別	構造	戸数	地区名	建築年度	種別	構造	戸数
大塚地区			〔略〕		大塚地区			〔略〕	
	昭和46年	小集落改良住宅		簡易耐火2階		16戸	昭和46年		小集落改良住宅



議第 9 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について 説明資料

市民生活部環境政策課

○契約の件名

布部発電所発電施設機器製作据付工事

○契約の相手方

広島市中区小町 3 番 2 5 号 株式会社フソウ中国支店

○工事の目的

昭和 2 9 年から稼働している布部発電所を、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）適用となるよう、水車、発電機などの発電施設の更新を行うもの。

○工事の概要

水車、発電機、配電盤及び遠隔監視装置 各一式

○契約の金額

当 初（平成 30 年 6 月 15 日議決）	一金 200,880,000 円
	うち消費税 14,880,000 円（税率 8%）
第 2 回（令和 4 年 12 月 14 日議決）	一金 221,263,362 円
	うち消費税 20,114,851 円（税率 10%）
第 3 回（令和 5 年 10 月 18 日専決処分）	一金 217,543,362 円
	うち消費税 14,880,000 円（税率 8%）
	消費税 1,514,851 円（税率 10%）
変更後	一金 229,760,500 円
	うち消費税 14,880,000 円（税率 8%）
	消費税 2,625,500 円（税率 10%）

○変更の理由

建屋・水圧鉄管更新工事の遅延により工場製作機器の現場搬入時期が遅れ、製作工場内での機器保管が困難となった。市内での保管を検討したが、場所の確保や品質管理が困難であり、製作工場近隣での保管費を追加する。

また、令和4年度に物価上昇による変更を行ったが、更なる物価高騰に伴い材料価格及び労務単価を増額変更する。

○契約期間

平成30年6月1日から令和7年7月31日まで（今回変更なし）

	令和5年度				令和6年度												令和7年度												
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
水車・発電機製作・据付																													
水車・発電機保管																													
試験																													
(別工事)発電所建屋・水圧鉄管																													
(別工事)導水路改修																													

